

## 公益目的支出計画に係る主な検討事項について

### I. 公益目的財産額の算定方法

#### 1. 検討を要する科目の取扱い、評価

- (1) 棚卸資産の評価
- (2) 有価証券の評価
  - ア 株式
  - イ 債券
- (3) 有形固定資産の評価
  - ア 土地の評価方法
  - イ 建物等の評価方法
  - ウ その他
- (4) 無形固定資産の評価
- (5) 繰延資産の評価
- (6) 引当金の評価(公益目的財産額の算定において負債と評価するか否かを含む。)
  - ア 貸倒引当金
  - イ 返品調整引当金
  - ウ 賞与引当金
  - エ 退職給付引当金 (退職給与引当金を含む。) 等
- (7) 未収収益・未払費用の評価
- (8) 支払備金・責任準備金・異常危険準備金の評価
- (9) その他資産評価が難しいものの取扱い

#### 2. 横断的検討事項

- (1) 評価の時点
- (2) 資産の評価基準及び評価方法
- (3) 実質債務超過法人に対する対応

## Ⅱ. 公益目的支出計画における公益の目的のための「支出」の取扱いについて

### (1) 公益目的支出計画における「支出（収入）」を認識する計算書類の特定

#### 【参考】

- ① 収支計算書においては支出になるものの、損益計算書上は費用にならないものの例
    - ア 事業の実施に伴う支出であるが、費用にはならないもの
      - ・ 奨学金の新規貸付
      - ・ 固定資産の有償取得
    - イ 負債の減少になるもの
      - ・ 借入金の返済
    - ウ その他
      - ・ 特定資産（公益事業実施のための積立資金）の積立て
  - ② 収支計算書においては計上されないが、損益計算書において費用となるものの例
    - ア 事業の実施に伴う費用であるが、支出は直ちに発生しないもの
      - ・ 引当金の繰入、準備金の設定
    - イ 過去に支出したものに対して、事後的に費用が新たに発生するもの
      - ・ 減価償却費
      - ・ 奨学金の貸倒れ
- (2) 公益目的支出計画に記載する事業と他の事業等との区分経理の必要性
- (3) 他の支出等との按分方法

## Ⅲ. 公益の目的のための支出をした事業に係る「収入」の取扱いについて

- (1) 会費、寄附金の取扱いについて
- (2) 補助金の収納時期と補助事業の実施時期が異なる場合の取扱いについて